パレットごうつ市民団体活動室占用利用について

1. 占用利用について
* 登録団体は市民団体活動室１を会議等のために占用して利用することができる。
* 占用利用は予約制とし、利用料は無料とする。
* 1回の利用は最大３時間／日とする。
1. 予約方法
* パレットごうつ1階管理事務室もしくは電話にて所定の手続きにより予約する。

【予約にあたっての注意事項】

① 予約受付は利用希望日の2ヵ月前からとする。

② 予約は先着順とする。

③ FAX・メールでの受付はしない。

④ 電話予約の際は「市民団体活動室１」を利用する旨に加え、希望日時・団体名・予約者名・連絡先・利用人数を伝える。

⑤ 登録メンバー以外の者が代理で予約することはできない。

⑥ 当日予約も受け付けるが、既に活動室１を通常利用している他団体がいたときには、予約できない。

３．占用利用の条件について

* 占用利用の条件について以下の通りとする。

① 1回の利用が5人以上の集まりであること。

② 会議・会合の利用であること。（教室・懇親会などの利用は認めない。）

③ 登録団体のメンバーのみの集まりであること。ただし、オブザーバーとして部外者が数名出席する場合は除く。

④ 市民団体活動室の通常利用のルールを守ること。

４．その他注意事項について

① 市民団体活動室１の予約が重なった場合も、市民団体活動室２の占用利用、会議研修室等の貸館の無料利用は認めない。

 ※ 市民団体活動室２は予約・占用は不可。共有して使用すること。

② 電話での予約後、日時変更・キャンセルが生じた際には速やかに連絡すること。

 連絡がない場合は、利用を希望される他団体が優先となる。